薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する告示案新旧対照表

○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表 １～３　（略） ４　免疫学的検査用試薬 （１）～(96)　（略） (97)　Ⅰ型プロコラーゲン―N―プロペプチドキット (98)　ヒトＬ型脂肪酸結合蛋白（Ｌ―ＦＡＢＰ）キット (99)　チトクロムｃキット (100)　抗ＲＮＡポリメラーゼⅢ抗体キット ５～８　（略）	別表 １～３　（略） ４　免疫学的検査用試薬 （１）～(96)　（略） （新設） （新設） （新設） （新設） ５～８　（略）